

○厚生労働省告示第二百三十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に次のように加える。

八百二	1 関節鏡用液体拡張装置	T〇六〇一	関節鏡又は子宮鏡使用下で組織の拡張又は洗浄に用いること。
十五	2 子宮鏡用液体拡張装置	―	